

証券コード 4055
2021年2月10日

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号
ティアンドエス株式会社
代表取締役執行役員社長 武 川 義 浩

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら、ご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年2月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年2月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号
MMパークビル5階
TKPガーデンシティPREMIUMみなとみらい ホールG
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第5期（2019年12月1日から2020年11月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数には限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

◎本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明を省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tecsvc.co.jp/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本提供書面に記載のもののほか、この「個別注記表」として表示すべき事項が含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tecsvc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年12月1日から  
2020年11月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により経済活動が停滞し、企業収益の大幅な減少が続いている状況です。感染拡大の防止策を講じつつ社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、在宅勤務やオンラインミーティングの活用等、アフターコロナ／ウィズコロナを見据えた新しい形態での事業活動が拡大しており、ITの重要性の高まりとともに業務のIT化の流れが加速しています。当社では当事業年度において新型コロナウイルス感染症の直接的な影響による派遣契約の打ち切りや請負契約の案件取消は発生しておりません。しかしながら、対面での営業活動が制限されるなどの影響により案件開始時期の遅れの発生や新規案件獲得の機会損失に繋がっており、新型コロナウイルス感染症が経済並びに当社業績に与える影響には引き続き十分に注意する必要がある状況であります。

当社の事業は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントですが、事業の構成をソリューション、半導体、先進技術ソリューションの3カテゴリー構造とし事業展開しております。上記のような経済環境のなか「ソリューションカテゴリー」では産業領域に特化せずITの人材供給を継続し、IT開発を支える事業の拡大を図ってまいりました。「半導体カテゴリー」では工場内システムの保守及び運用サービスや、ITヘルプデスク等半導体工場のITインフラ運用支援全般の事業の拡大を図ってまいりました。「先進技術ソリューションカテゴリー」ではAI市場に特化した戦略を図ってまいりました。

この結果、当事業年度における業績は、売上高2,266,994千円（前期比1.3%減）、営業利益304,618千円（同12.9%増）、経常利益304,432千円（同12.8%増）、当期純利益236,257千円（同28.4%増）となりました。

当事業年度におけるカテゴリ毎の経営成績は次のとおりであります。

a.ソリューションカテゴリ

当事業年度における売上高は1,807,166千円（前期比4.1%減）となりました。

主要得意先であるキオクシアグループからのシステム開発案件やシステム運用保守案件の受注が戸塚事業所の開設効果もあり堅調に推移しました。一方で、コロナ禍による対面での営業活動の制限や人材採用活動の停滞による増員計画の未達が売上に影響しました。

b.半導体カテゴリ

当事業年度における売上高は355,858千円（前期比17.3%増）となりました。

主要得意先からの受注が順調に推移し、半導体工場へのエンジニア派遣人員が増加したことに加え、派遣単価改訂による売上増加が寄与しました。

c.先進技術ソリューションカテゴリ

当事業年度における売上高は103,969千円（前期比5.3%減）となりました。

新たに複数の大手メーカとの機械学習案件の取引を開始し、新規顧客獲得は順調に進みましたが、一方で、案件開始時期の大幅な遅れが発生し売上に影響しました。

また、当社は中小企業庁（経済産業省）が公募した令和2年度「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）」に、国立大学法人東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター及びパワースピン株式会社との共同研究として採択され、当社の先進技術分野における研究開発が開始されました。

## カテゴリー別売上高

| カテゴリー区分              | 金額          | 構成比   |
|----------------------|-------------|-------|
| ソリューション<br>カテゴリー     | 1,807,166千円 | 79.7% |
| 半導体カテゴリー             | 355,858     | 15.7  |
| 先進技術ソリューション<br>カテゴリー | 103,969     | 4.6   |
| 合 計                  | 2,266,994   | 100.0 |

### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は6,713千円で、その主なものは、2020年10月1日に開設した戸塚事業所に係る設備投資が4,748千円、本社の内装工事に係る設備投資が1,494千円であります。

### ③ 資金調達の状況

当社は、2020年8月7日に東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額515,200千円の資金調達を行いました。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第 2 期<br>(2017年11月期) | 第 3 期<br>(2018年11月期) | 第 4 期<br>(2019年11月期) | 第 5 期<br>(当事業年度)<br>(2020年11月期) |
|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)                  | 1,905,323            | 2,133,537            | 2,297,249            | 2,266,994                       |
| 経 常 利 益(千円)                | 148,321              | 202,444              | 269,850              | 304,432                         |
| 当 期 純 利 益(千円)              | 109,951              | 146,470              | 184,007              | 236,257                         |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 39.05                | 47.40                | 58.20                | 71.91                           |
| 総 資 産(千円)                  | 493,094              | 631,313              | 817,008              | 1,502,923                       |
| 純 資 産(千円)                  | 114,535              | 271,126              | 455,133              | 1,212,351                       |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円)   | 40.67                | 85.76                | 143.97               | 338.12                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数（自己株式を除く）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式を除く）により計算しております。
2. 当社は、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行い、また、2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① IT人材の確保

優秀な技術者の確保は、お客様のすべてのニーズをキャッチアップし会社を発展させる上で不可欠です。このため当社は、中途採用に加え継続的な新卒採用活動も強化し、優秀な技術者の確保に努めております。また、パートナー企業からの技術者の受け入れや地方工場へ派遣する場合の採用には、地方の教育機関と連携した就職支援を行っております。今後は大学とのインターンシップによる優秀な人材の確保を実現する予定であります。

##### ② 人材の育成

人材の育成に関しては、新卒入社時に数か月に及ぶ社内教育を実施し、その後もOJTを長期にわたり実施することで優秀な技術者の即戦力化を目指しております。

##### ③ 高度ソフトウェア技術力の確保

今後AIや画像処理の分野において、他社との差異化を行うためには類まれな能力の技術者がキーであります。当社は、既に博士号を取得している数名の技術者を中心に、その人的チャネルを駆使して人材確保に当たります。

##### ④ 事業基盤の強化

- a. 半導体NAND Flashメモリ工場：今後もクラウド化に伴うデータベースサーバ及びネットワークサーバの需要増大から、国内に半導体メモリ工場が建設されると予測しております。生産に関するITシステムの開発及び運用・保守業務の拡大を図り、安定的収益基盤の確保に努めてまいります。
- b. 大手企業：今後事業成長が期待できる大手企業からの開発案件を安定して受注できるよう努めてまいります。

##### ⑤ 事業領域及び顧客層の拡大

ソリューションカテゴリーにおいては、当社のシェアが相対的に低い輸送・物流、医療検査機器分野への顧客層の拡大が課題であります。半導体カテゴリーにおいては、安定的な拡大が見込まれるNAND Flashメモリ工場内での業務拡大が課題であります。先進技術ソリューションカテゴリーにおいては、高度なAIや画像処理、ネットワーク技術を強みとした顧客層の拡大が課題であると認識しております。

##### ⑥ 品質向上と生産性向上

品質向上において最も重要なポイントは、ユーザ要求仕様の明確化であり、開発工程の初期段階にユーザ要求仕様を確定することを徹底すると共

に、基本設計書・詳細設計書・テスト仕様書作成の徹底化を図ります。プログラム製造工程においては、機能の分割と機能を共有化するための定義を明確化し、機能ごとの作業分担により生産性の向上を目指しております。さらには、優秀な技術者を雇用することで、品質及び生産性の向上を図るばかりではなく、ソフトウェア処理の高速性やプログラム不良件数のゼロ化等、信頼性の向上も同時に目指しております。

⑦ 内部管理体制の強化

当社の継続的な発展のために内部統制システムを整備し適切に運用することが重要であると考えております。財務報告の信頼性と業務の有効性及び効率性等を確保し、違法行為や不正等が行われることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるように内部管理体制の構築を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年11月30日現在）

当社の事業は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントですが、事業の構成を以下の3つのカテゴリーによる構造としております。

| カテゴリー区分              | カテゴリー内容                                                                               |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ソリューション<br>カテゴリー     | 大手企業顧客向けの請負（開発・運用保守）を中心としたサービスを展開しております。                                              |
| 半導体カテゴリー             | 半導体工場内のシステム運用やシステム保守といったサービスを提供しております。                                                |
| 先進技術ソリューション<br>カテゴリー | ネットワーク・画像認識・ハードウェア制御等最新の高度技術を駆使して、ソフトウェアの高機能化及び品質向上を実現するサービスや、AIアルゴリズム論文調査等を提供しております。 |

(6) 主要な営業所及び工場（2020年11月30日現在）

|        |            |
|--------|------------|
| 本社     | 神奈川県横浜市西区  |
| 四日市事業所 | 三重県四日市市    |
| 北上事業所  | 岩手県北上市     |
| 戸塚事業所  | 神奈川県横浜市戸塚区 |

(注) 2020年10月1日付で、戸塚事業所を開設いたしました。

(7) **従業員の状況**（2020年11月30日現在）

| 従業員数 | 前事業年度末比<br>増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|---------------|-------|--------|
| 267名 | 18名増          | 37.1歳 | 5.5年   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）で記載しております。
2. 当社はシステム開発及びその関連サービスの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2020年11月30日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2020年8月7日に東京証券取引所マザーズ市場に株式上場いたしました。

## 2. 株式の状況（2020年11月30日現在）

### (1) 発行可能株式総数 6,000,000株

(注) 1. 2020年4月14日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は10,990,000株増加し、11,000,000株となっております。

2. 2020年4月23日付で定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は同日より5,000,000株減少し、6,000,000株となっております。

### (2) 発行済株式の総数 1,792,800株

(注) 1. 2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は1,579,263株増加し、1,580,700株となっております。

2. 2020年4月23日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 2020年8月6日付で公募による新株式発行により普通株式が170,000株、9月3日付で第三者割当増資による新株式発行により普通株式が30,000株、それぞれ増加しました。これにより発行済株式の総数は200,000株増加し、1,780,700株となっております。

4. 当事業年度における新株予約権の行使により発行済株式の総数は12,100株増加し、1,792,800株となっております。

### (3) 株主数 1,548名

### (4) 大株主

| 株 主 名         | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|---------------|----------|---------|
| 武 川 義 浩       | 693,000株 | 38.65%  |
| 日 下 理         | 178,200  | 9.93    |
| 渡 辺 照 男       | 171,600  | 9.57    |
| 遠 藤 玲         | 122,100  | 6.81    |
| 日 下 寛 之       | 111,100  | 6.19    |
| 山 崎 和 成       | 43,400   | 2.42    |
| 渡 辺 奈 緒       | 21,800   | 1.21    |
| ティアンドエス従業員持株会 | 21,500   | 1.19    |
| 矢 ノ 下 美 樹     | 21,400   | 1.19    |
| 渡 辺 貴 美 子     | 21,300   | 1.18    |

(注) 自己株式は保有しておりません。

**(5) その他株式に関する重要な事項**

2020年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行う旨の決議を、2020年11月10日付で会社法第370条及び当社定款第24条に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により行っております。これにより発行済株式の総数は1,792,800株増加し、3,585,600株となっております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 1 回 新株予約権                              | 第 2 回 新株予約権                                |
|------------------------|---------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2018年4月16日                               | 2019年5月17日                                 |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 85個                                      | 36個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 93,500株<br>(新株予約権 1 個につき1,100株)     | 普通株式 39,600株<br>(新株予約権 1 個につき1,100株)       |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                      | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権 1 個当たり 89,100円<br>(1 株当たり 81円)     | 新株予約権 1 個当たり 192,500円<br>(1 株当たり 175円)     |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2020年4月17日から<br>2028年4月16日まで             | 2021年5月18日から<br>2029年5月17日まで               |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 1                                    | (注) 1                                      |
| 役 員 の<br>保有状況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 5個<br>目的となる株式数 5,500株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 22,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名     | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名       |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名     | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名       |

(注) 1. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- i 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
  - ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
  - iii その他の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 2020年4月14日付で普通株式 1 株につき1,100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 第1回新株予約権は、取締役が使用人として在籍中に付与されたものであります。

4. 上記のほか、2020年4月23日を発行決議日とする第4回新株予約権が当社役員に対して交付されましたが、当事業年度の末日までにすべて行使されておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |           | 第5回新株予約権                                   | 第6回新株予約権                                  |
|------------------------|-----------|--------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発行決議日                  |           | 2020年4月23日                                 | 2020年4月23日                                |
| 新株予約権の数                |           | 55個                                        | 11個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |           | 普通株式 5,500株<br>(新株予約権1個につき100株)            | 普通株式 1,100株<br>(新株予約権1個につき100株)           |
| 新株予約権の払込金額             |           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |           | 新株予約権1個当たり<br>46,700円<br>(1株当たり 467円)      | 新株予約権1個当たり<br>46,700円<br>(1株当たり 467円)     |
| 権利行使期間                 |           | 2022年4月24日から<br>2030年4月23日まで               | 2022年4月24日から<br>2030年4月23日まで              |
| 行使の条件                  |           | (注) 1                                      | (注) 2                                     |
| 使用人等への交付状況             | 当 社 使 用 人 | 新株予約権の数 55個<br>目的となる株式数 5,500株<br>保有者数 15名 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名      |
|                        | 社 外 協 力 者 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名       | 新株予約権の数 11個<br>目的となる株式数 1,100株<br>保有者数 1名 |

(注) 1. 第5回新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- i 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ii 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iv その他の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(注) 2. 第6回新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- i 新株予約権の割当てを受けた社外協力者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても社外協力者として顧問契約等の業務委託契約の関係を継続していることを要するものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ii 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- iv その他の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

**(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

2020年4月23日開催の取締役会決議により、新株予約権者の退職に伴い当社が無償取得した3名7個分の新株予約権を消却しております。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年11月30日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                           |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 武 川 義 浩 | 執行役員社長                                                            |
| 取 締 役     | 福 田 悦 生 | 執行役員システム事業本部長<br>国立大学法人東北大学特任教授 (客員)<br>パワースピン株式会社取締役             |
| 取 締 役     | 木 下 洋   | 執行役員業務本部長                                                         |
| 取 締 役     | 遠 藤 玲   | 執行役員財務経理部長                                                        |
| 取 締 役     | 法 眼 健 作 | NOK株式会社社外取締役<br>イーグル工業株式会社社外取締役                                   |
| 取 締 役     | 長谷川 智 彦 | Dエンジン株式会社代表取締役                                                    |
| 常 勤 監 査 役 | 土 屋 雄 二 |                                                                   |
| 監 査 役     | 望 月 篤   | 望月篤税理士事務所所長 (税理士)<br>株式会社トータルアセットデザイン社外<br>監査役<br>株式会社ナカムラ綜美社外監査役 |
| 監 査 役     | 藤 江 勇 佑 | 港の見える法律事務所 (弁護士)                                                  |

- (注) 1. 取締役法眼健作氏及び取締役長谷川智彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役望月篤氏及び監査役藤江勇佑氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役望月篤氏は税理士の資格を有しており、会計・税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役藤江勇佑氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2020年2月27日開催の第4回定時株主総会において、木下洋氏が取締役に選任され、2020年3月1日付で就任いたしました。
6. 2020年3月1日付で執行役員業務本部長遠藤玲氏の担当が、執行役員財務経理部長に変更となりました。
7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役である土屋雄二氏、社外監査役である望月篤氏及び藤江勇佑氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、土屋雄二氏については660万円又は法令で規定する額のいずれか高い額、望月篤氏及び藤江勇佑氏については120万円又は法令で規定する額のいずれか高い額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                    | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|------------------------|-----------|---------------------|
| 取<br>(う ち 社 外 取 締 役 役) | 6名<br>(2) | 78,762千円<br>(2,400) |
| 監<br>(う ち 社 外 監 査 役 役) | 3<br>(2)  | 4,500<br>(1,200)    |
| 合<br>(う ち 社 外 役 員 計)   | 9<br>(4)  | 83,262<br>(3,600)   |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2016年11月30日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2016年11月30日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

④ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、各役員の報酬について、取締役は、役位、貢献度、事業計画達成度等を勘案して取締役会で決定し、監査役は業務分担の状況を勘案して監査役の協議により決定しております。各報酬額は、独立性の高い独立役員が取締役会、監査役の協議それぞれに参加することにより透明・公正に評価された上で決定されています。

なお、報酬限度額は2016年11月30日開催の臨時株主総会にて、取締役は年額200,000千円以内、監査役は年額20,000千円以内と決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役法眼健作氏は、NOK株式会社及びイーグル工業株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役長谷川智彦氏は、Dエンジン株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役望月篤氏は、望月税理士事務所の所長、株式会社トータルアセットデザイン及び株式会社ナカムラ綜美の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                        |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 法 眼 健 作 | 当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問や意見表明等の発言を行っております。                 |
| 取締役 長谷川 智 彦 | 当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、企業経営者としての経験や実績に基づく見地から適宜質問や意見表明等の発言を行っております。           |
| 監査役 望 月 篤   | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会16回のうち15回に出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜質問や意見表明等の発言を行っております。 |
| 監査役 藤 江 勇 佑 | 当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会16回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜質問や意見表明等の発言を行っております。        |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

双葉監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 11,500千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,500    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を以下のとおり定めております。この方針は、2018年11月15日に取締役会にて制定し、2019年12月1日に改定しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i. 役員並びに従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を制定し、役員及び役職者はこれを率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続して行い、健全な企業風土の醸成に努める。
  - ii. コンプライアンス規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会にてコンプライアンス体制の構築・管理・維持にあたる。
  - iii. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - iv. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
  - v. 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な請求には断固としてこれを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - i. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書保管管理規程、稟議規程等の関連規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
  - ii. 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i. リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
  - ii. 危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i. 取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、経営方針を策定する。

- ii. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - iii. 取締役会を毎月 1 回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - iv. 社外取締役は、適宜代表取締役執行役員社長及び他の取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行う。
  - v. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- i. 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助にあたらせる。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i. 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - ii. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
  - iii. 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
  - ii. 監査役は、代表取締役執行役員社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - iii. 監査役は、監査法人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
  - iv. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役執行役員社長を責任者として、業務本部が全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

i. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

イ) 当社の社内規程に明文の根拠を設け、代表取締役執行役員社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

ロ) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

ii. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

イ) 「反社会的勢力対応マニュアル」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。

ロ) 反社会的勢力の排除を推進するために業務本部を統括管理部署とし、また、不当請求対応の責任者を設置する。

ハ) 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。

二) 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

ホ) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役会を毎月1回以上開催しており、当社の経営の基本方針その他重要事項等の審議、決定を行うとともに、取締役による職務執行を含め経営全般に対する監督を行っております。

また、監査役会を毎月1回以上開催しており、各監査役が取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況の調査等を行った結果を中心に議論し、取締役の職務執行や内部統制システムに関わる監査を行っております。

② 当社では、経営にあたり生じうる各種リスクやコンプライアンス上の問題を実務的な観点から審議するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスクマネジメントについては、委員会が中心となって情報の収集や対応策の検討、情報の発信を行うとともに、コンプライ

アンスについては、新入社員に対する研修や適宜開催している各種説明会を通じて理解の向上に努めております。

- ③ 社長により選任された内部監査担当者3名は監査役と連携して監査活動を行っており、社内業務について法令や社内諸規程との整合性のチェックなどにより、内部統制の有効性と効率性を監査しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の成長が見込まれる分野における新しい技術取得への投資を通じて企業価値を向上させることを経営の重要課題と位置付け、これを実現することが株主に対する利益還元であると考えております。利益配分につきましては、企業価値向上を実現するために必要な内部留保の確保を優先しつつ、業績を考慮した適切な配当について継続して実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、将来の成長に向けたスピントロニクス技術を用いたAIプロセッサに関する研究開発投資に必要な内部留保資金を充実させることを優先するため、株主に対する利益還元は配当性向10%程度の水準を目途に実施することとし、期末配当金を1株当たり13円50銭とさせていただきたく、本株主総会における第1号議案としてお諮りしております。

# 貸借対照表

(2020年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,407,497</b> | <b>流動負債</b>    | <b>243,604</b>   |
| 現金及び預金          | 1,016,928        | 買掛金            | 64,473           |
| 売掛金             | 250,442          | 未払金            | 8,572            |
| 仕掛品             | 6,147            | 未払費用           | 56,581           |
| 前払費用            | 12,596           | 未払法人税等         | 42,326           |
| 未収入金            | 121,206          | 未払消費税等         | 57,589           |
| その他             | 1,076            | 預り金            | 8,237            |
| 貸倒引当金           | △900             | 賞与引当金          | 5,822            |
| <b>固定資産</b>     | <b>95,425</b>    | <b>固定負債</b>    | <b>46,966</b>    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>23,542</b>    | 退職給付引当金        | 38,895           |
| 建物              | 19,558           | 長期預り保証金        | 8,071            |
| 工具、器具及び備品       | 3,983            | <b>負債合計</b>    | <b>290,571</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,178</b>     | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| ソフトウェア          | 1,178            | <b>株主資本</b>    | <b>1,212,351</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>70,704</b>    | <b>資本金</b>     | <b>334,600</b>   |
| 投資有価証券          | 400              | <b>資本剰余金</b>   | <b>285,929</b>   |
| 出資金             | 20               | 資本準備金          | 260,479          |
| 繰延税金資産          | 33,898           | その他資本剰余金       | 25,450           |
| 差入保証金           | 36,386           | <b>利益剰余金</b>   | <b>591,821</b>   |
|                 |                  | 利益準備金          | 150              |
|                 |                  | その他利益剰余金       | 591,671          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | 591,671          |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>1,212,351</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,502,923</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,502,923</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2019年12月 1 日から  
2020年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売 上 高           | 2,266,994 |
| 売 上 原 価         | 1,590,086 |
| 売 上 総 利 益       | 676,907   |
| 販売費及び一般管理費      | 372,289   |
| 営 業 利 益         | 304,618   |
| 営 業 外 収 益       |           |
| 補 助 金 収 入       | 3,000     |
| そ の 他           | 24        |
| 営 業 外 費 用       |           |
| 株 式 交 付 費       | 3,210     |
| そ の 他           | 0         |
| 経 常 利 益         | 304,432   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 304,432   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 68,647    |
| 法 人 税 等 調 整 額   | △473      |
| 当 期 純 利 益       | 236,257   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年12月1日から  
2020年11月30日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                                 |              |             |
|---------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|---------------------------------|--------------|-------------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                                 |              | 株主資本<br>合 計 |
|               |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益<br>剰 余 金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |
| 当 期 首 残 高     | 74,120  | －         | 25,450         | 25,450       | 150       | 355,413                         | 355,563      | 455,133     |
| 当 期 変 動 額     |         |           |                |              |           |                                 |              |             |
| 新 株 の 発 行     | 260,425 | 260,425   |                | 260,425      |           |                                 |              | 520,850     |
| 新株予約権の<br>発 行 |         |           |                |              |           |                                 |              |             |
| 新株予約権の<br>行 使 | 54      | 54        |                | 54           |           |                                 |              | 108         |
| 当 期 純 利 益     |         |           |                |              |           | 236,257                         | 236,257      | 236,257     |
| 当期変動額合計       | 260,479 | 260,479   | －              | 260,479      | －         | 236,257                         | 236,257      | 757,217     |
| 当 期 末 残 高     | 334,600 | 260,479   | 25,450         | 285,929      | 150       | 591,671                         | 591,821      | 1,212,351   |

|               | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産<br>合 計 |
|---------------|--------------|--------------|
| 当 期 首 残 高     | －            | 455,133      |
| 当 期 変 動 額     |              |              |
| 新 株 の 発 行     |              | 520,850      |
| 新株予約権の<br>発 行 | 108          | 108          |
| 新株予約権の<br>行 使 | △108         | －            |
| 当 期 純 利 益     |              | 236,257      |
| 当期変動額合計       | －            | 757,217      |
| 当 期 末 残 高     | －            | 1,212,351    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年1月19日

ティアンドエス株式会社

取締役会 御中

双葉監査法人

東京都新宿区

代表社員 業務執行社員 公認会計士 菅 野 豊 ㊞

代表社員 業務執行社員 公認会計士 平 塚 俊 充 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティアンドエス株式会社の2019年12月1日から2020年11月30日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年12月1日から2020年11月30日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当者その他の執行役員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年1月22日

|             |      |
|-------------|------|
| ティアンドエス株式会社 | 監査役会 |
| 常勤監査役 土屋    | 雄二 ㊟ |
| 社外監査役 望月    | 篤 ㊟  |
| 社外監査役 藤江    | 勇佑 ㊟ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の成長が見込まれる分野における新しい技術取得への投資を通じて企業価値を向上させることを経営の重要課題と位置付け、これを実現することが株主に対する利益還元であると考えております。利益配分につきましては、当該企業価値向上を実現するために必要な内部留保の確保を優先しつつ、業績を考慮した適切な配当についても継続して実施していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の業績と今後の事業展開等を総合的に勘案しました結果、以下のとおり第5期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は24,202,800円となります。

(注) 当社は、2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割は2020年12月1日を効力発生日としておりますので、2020年11月30日を基準日とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年2月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図り、経営の健全性と効率性をより高めることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                       | 変 更 案                                           |
|-------------------------------|-------------------------------------------------|
| 第1章 総則                        | 第1章 総則                                          |
| 第1条～第3条 (条文省略)                | 第1条～第3条 (現行どおり)                                 |
| (機関)                          | (機関)                                            |
| 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。                   |
| 1. 取締役会                       | 1. 取締役会                                         |
| 2. 監査役                        | 2. <u>監査等委員会</u>                                |
| 3. 監査役会                       | (削 除)                                           |
| 4. 会計監査人                      | 3. 会計監査人                                        |
| 第5条～第17条 (条文省略)               | 第5条～第17条 (現行どおり)                                |
| 第4章 取締役及び取締役会                 | 第4章 取締役及び取締役会ならびに <u>監査等委員会</u>                 |
| (員数)                          | (員数)                                            |
| 第18条 当社の取締役は15名以内とする。         | 第18条 当社の取締役( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> )は15名以内とする。 |
| (新 設)                         | 2. <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>               |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)<u>の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)<u>の中から</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第24条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第27条（条文省略）</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>（員数）</u></p> <p><u>第28条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p><u>（選任方法）</u></p> <p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>（任期）</u></p> <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> | <p><u>（監査等委員会規程）</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/> 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査役会規程)</u><br/> 第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p><u>(報酬等)</u><br/> 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br/> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条（条文省略）</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第39条～第42条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> | <p>第5章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条（現行どおり）</p> <p>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第6章 計算</p> <p>第35条～第38条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の、</u><br/> <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を、</u><br/> <u>法令の限度において、取締役会の決議によ</u><br/> <u>って免除することができる。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）として3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                      | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | たけ かわ よし ひろ<br>武 川 義 浩<br>(1961年8月12日) | 1984年4月 株式会社ティーエスディー入<br>社<br>1993年7月 株式会社アイネット入社<br>1996年11月 株式会社テックジャパン入社<br>1997年2月 同社代表取締役社長<br>1998年4月 有限会社ソフトワールド代表<br>取締役社長<br>2003年10月 株式会社フィックスターズ取<br>締役<br>2016年11月 当社代表取締役社長<br>2020年1月 当社代表取締役執行役員社長<br>(現任) | 693,000株          |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | ふく だ えつ お<br>福 田 悦 生<br>(1961年6月9日) | 1987年 4 月 株式会社東芝入社<br>2001年 2 月 株式会社セミコンダクタポー<br>タル取締役<br>2004年10月 株式会社フィックスターズ取<br>締役<br>2008年 8 月 コバレントマテリアル株式会<br>社（現 グローバルウェーハ<br>ズ・ジャパン株式会社）入社<br>2009年 4 月 U'eyes Design Inc.取締役<br>2015年12月 株式会社エリックスブレイン<br>代表取締役会長（現任）<br>2017年 7 月 東北大学国際集積エレクトロ<br>ニクス研究開発センター教授<br>2018年 4 月 東北大学国際集積エレクトロ<br>ニクス研究開発センター特任<br>教授（客員）（現任）<br>当社入社<br>2018年 8 月 当社取締役<br>2018年10月 パワースピン株式会社取締役<br>（現任）<br>2020年 1 月 当社取締役執行役員システム<br>事業本部長<br>2020年12月 当社取締役執行役員研究開発<br>本部長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>国立大学法人東北大学特任教授（客員）<br>パワースピン株式会社取締役 | 1,100株            |
| 3          | きの した ひろし<br>木 下 洋<br>(1968年4月18日)  | 1992年10月 監査法人朝日新和会計社（現<br>有限責任あずさ監査法人）入<br>社<br>2008年 5 月 あずさ監査法人（現 有限責任<br>あずさ監査法人）パートナー<br>2019年12月 木下洋公認会計士事務所設立<br>2020年 3 月 当社取締役執行役員業務本部<br>長（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 11,000株           |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、各取締役候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2020年11月30日）現在の株式数を記載しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | なが や こう しゅん<br>永 谷 孝 俊<br>(1946年10月31日) | 1969年 4 月 東京芝浦電気株式会社 (現 株<br>式会社東芝) 入社<br>1995年 6 月 株式会社東芝 情報通信事業<br>本部経理部長<br>1997年 4 月 同社デジタルメディア社経理<br>部長<br>2000年 5 月 東芝セラミックス株式会社<br>(現 クアーズテック株式会<br>社) 取締役常務経理部長<br>2006年10月 コバレントマテリアル株式会<br>社 (現 クアーズテック株式会<br>社) 取締役経理本部長<br>2008年 6 月 同社常勤監査役 | —                      |
| 2          | もち づき あつし<br>望 月 篤<br>(1956年10月26日)     | 1975年 4 月 東京国税局入局<br>2003年 8 月 望月篤税理士事務所設立 (現<br>任)<br>2016年 1 月 株式会社トータルアセットデ<br>ザイン社外監査役 (現任)<br>2018年 2 月 当社社外監査役 (現任)<br>2018年 4 月 株式会社ナカムラ綜美社外監<br>査役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>望月篤税理士事務所 所長 税理士<br>株式会社トータルアセットデザイン社外監<br>査役<br>株式会社ナカムラ綜美社外監査役        | —                      |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)     | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                    | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | ふじ え 藤 江 勇 佑<br>(1983年8月12日) | 2010年12月 豊島・佐藤・久保綜合法律事<br>務所(現 港の見える法律事務<br>所)入所(現任)<br>2019年3月 当社社外監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>港の見える法律事務所 弁護士 | —                 |

- (注) 1. 永谷孝俊氏、望月篤氏及び藤江勇佑氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 望月篤氏及び藤江勇佑氏は、社外取締役候補者であります。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. (1) 永谷孝俊氏を取締役候補者とした理由は、大手上場企業の経理部長やグループ企業の監査役を歴任し、当社を取り巻く業界の知見にも明るいことから、事業全般にわたり経営の監視にあたっていただくことを期待して、取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 望月篤氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、会計・税務の面から、経営の監視にあたっていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (3) 藤江勇佑氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を有しており、法務の面から、経営の監視にあたっていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 望月篤氏及び藤江勇佑氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって望月篤氏が3年、藤江勇佑氏が2年となります。
6. 当社は、望月篤氏及び藤江勇佑氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、120万円又は法令で規定する額のいずれか高い額としております。永谷孝俊氏、望月篤氏及び藤江勇佑氏の選任が承認された場合は、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を新たに締結する予定であります。

7. 当社は、望月篤氏及び藤江勇佑氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び各氏の選任が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)       | 略 歴<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 法 眼 健 作<br>(1941年8月2日) | 1964年 4 月 外務省入省<br>1998年 3 月 国際連合事務次長<br>2001年 4 月 カナダ大使<br>2010年 5 月 日加協会会長 (現任)<br>2015年 6 月 NOK株式会社社外取締役 (現任)<br>イーグル工業株式会社社外取締役 (現任)<br>2017年11月 当社社外取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>NOK株式会社社外取締役<br>イーグル工業株式会社社外取締役 | —                 |

- (注) 1. 法眼健作氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 法眼健作氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、当社を含めた各社において社外取締役の立場から会社経営に関与してきた経験を有しており、当社の社外取締役として、海外に関する経験や外国大使としての実績に基づき独立した立場から助言・提言をいただいていたことから、その職務を適切に遂行できるものと判断して、選任をお願いするものであります。
4. 法眼健作氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で当社定款第31条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 法眼健作氏は、現在、当社の社外取締役であります。が、取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

6. 当社は、法眼健作氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び同氏の選任が原案どおり承認され、監査等委員である社外取締役役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出を行う予定です。

#### **第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2016年11月30日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額を、これまでの取締役の報酬等の額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、引き続き年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### **第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額20,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることといたしたいと存じます。なお、これは、現在の監査役の報酬限度額と同額であります。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

**第8号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、これに伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第6号議案の報酬額とは別枠で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）となります。

対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の数

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年6千株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整することができるものといたします。

2. 譲渡制限付株式の払込みに関する事項

譲渡制限付株式1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会にお

いて決定いたします。

### 3. 対象取締役が付与する譲渡制限付株式に関する事項

譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、本割当契約は以下の内容を含むものいたします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の割当日から当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会が定める地位を喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会が定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点もしくは上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除された時点において、譲渡制限が解除されなかった本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された時点において、譲渡制限が解除されなかった本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決された場合には、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社普通株式を発行又は処分する予定です。

以 上

メ モ

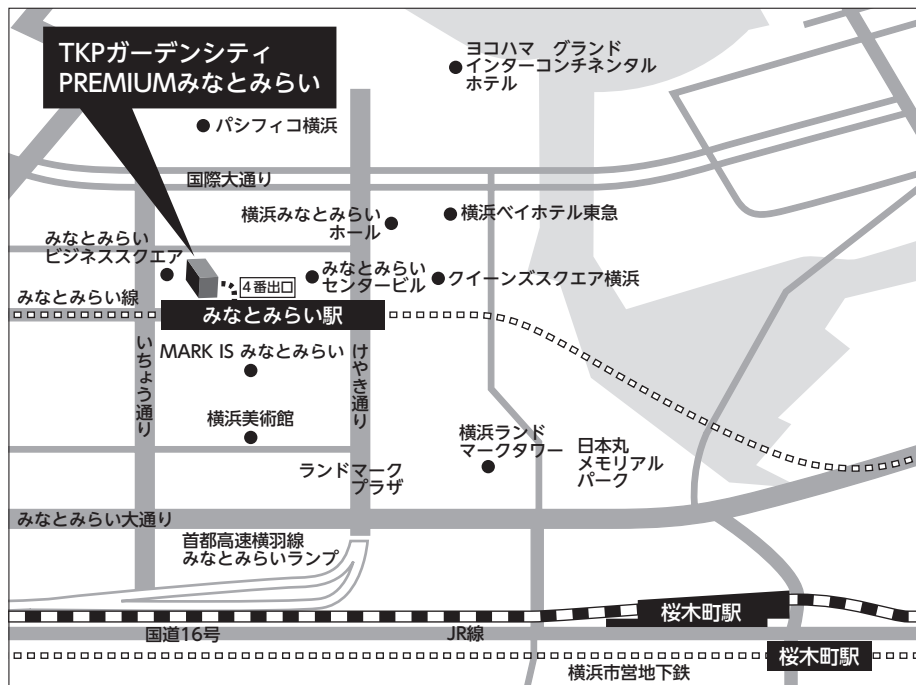
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

会場： 横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号 MMパークビル5階  
TKPガーデンシティPREMIUMみなとみらい ホールG  
TEL 045-650-6701



交通 みなとみらい線 みなとみらい駅 4 国際大通り口より 徒歩約 1 分  
※ 4 国際大通り口にお進みいただき、途中より 4a 出口（けいゆう病院方面）から  
地上にお上がりください。  
JR 京浜東北線 桜木町駅 東口より 徒歩約 15 分